

# 津別町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成30年 3 月 28日 (水) 午後1時30分から

2. 開催場所 議会議事堂 委員会室

3. 出席委員 (10人)

会長	11番	田原賢二
委員	1番	細川幹生
	2番	近藤雅浩
	3番	嶋田治仁
	4番	佐野多希子
	5番	迫田和男
	6番	上野安男
	7番	山田伸二
	8番	石橋利明
	10番	巴敏博

4. 欠席委員 (1名) 9番 西原芳明

5. 議事日程

第1	会議録署名委員の指名	
第2	会期の決定	
第3	諸般の報告	
第4	報告第6号	賃貸借の合意による解約について
第5	報告第7号	農地移動適正化あっせんの結果について
第6	報告第8号	農地法第3条の3の規定による届出の受理について
第7	報告第9号	農地法第5条の規定による届出について
第8	報告第10号	農地所有適格法人の要件確認結果の報告について
第9	議案第8号	津別町農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更 について
第10	議案第9号	農地法第3条の規定による許可申請について
第11	議案第10号	農用地利用集積計画の承認について

6. 農業委員会事務局職員

局長	横山 智
主査	松木 美由紀

主任 平塚 恭輔

## 7. 会議の概要

事務局長：定刻になりましたので、ただ今から平成30年第3回津別町農業委員会総会を開催します。本日の議事日程につきましては先に配布のとおりでありますのでご了承願います。

会長よりご挨拶をお願いします。

田原会長：みなさんこんにちは、本日は第3回の農業委員会総会におきまして何かとお忙しい中ご出席いただきまして誠にありがとうございます。早いもので3月もあとわずかということですが、ここ最近の気温で雪解けが進み、畑の土、麦も顔を出してきたわけですが、またハウスの中のビート、玉葱の苗が順調に育っているのではないかと思います。また3月9日の日ですが、季節はずれの大雨ということで、本岐のほうで川が氾濫し、玉葱ハウス、牛舎、畑等冠水の被害があったという事で、被害にあわれた方にはお見舞い申し上げます。また、皆さん後存知かと思いますが西原委員が病気の為日赤で入院されているということで、この前私もお見舞いに行ってきましたけれども、退院は5月ころになるのではないかとということで、1日でも早く元気な姿が見られるようお願いしております。それでは今日の議案、慎重審議していただき執り進めたいと思いますのでよろしく願い申し上げます。

議長：ただいまの出席委員は、10名であります。

過半数に達していますので、津別町農業委員会会議規則第7条の規定により、会議は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

議長：日程第1「会議録署名委員の指名」を行います。

会議録署名委員は、津別町農業委員会会議規則第12条の規定により、7番 山田委員、8番 石橋委員を指名します。

議長：日程第2「会期の決定」をお諮りいたします。

会期は本日1日とすることに、ご異議ございませんか。

【異議なしの声あり】

議長：異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。

議長：日程第3「諸般の報告」を行います。事務局長に報告させます。

事務局長：諸般の報告を行います。前総会以降の主な行事及び会議に関する事項並びに主な事務処置に関する事項につきましては、お手元に配布のとおりでありますのでご了承ください。

議長：日程第4 報告第6号「賃貸借の合意による解約について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局：議長 事務局主査

議長：事務局主査

事務局：それでは、報告第6号「賃貸借の合意による解約について」ご説明いたします。案件については、1件の申請がありました。議案書をご覧ください。

農地法第18条第6項の規定による通知

賃貸借の合意による解約

番号3【賃貸人及び賃借人住所氏名等】合意解約する土地の表示等 所在 共和271番1外1筆、地目 畑、面積合計 47, 151㎡、移転の内容 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成28年7月1日、終期 平成31年11月30日、全契約地 47, 151㎡、合意解約の合意が成立した日 平成30年2月4日です。

この解約通知につきましてはあっせんの申出に伴う解約でございます。

位置図につきましては、次頁に添付してございますのでご確認頂きたいと思ます。以上で説明を終わります。

議長：報告が終わりました。

報告第6号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

議長：ありませんか

【ありませんの声あり】

議長：質問等がないようですので報告第6号については、報告のとおりご了承願います。

議長：続きまして日程第5 報告第7号「農地移動適正化あっせんの結果について」を議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局：議長、事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは報告第7の1号「農地移動適正化あっせんの結果について」ご説明いたします。あっせん委員は石橋委員、上野委員です。

あっせん日 平成30年3月7日、あっせん回数 1回、内容 売買、農地の内訳、【譲渡人及び譲受人住所氏名等】、農地の所在 共和272番1外1筆、地目畑、面積合計 47, 151㎡、売買価格 ●●●●●円。10a当り●●●●●円、端数は調整させて頂いております。

尚あっせん結果につきましては、売買価格が高額なため農地保有合理化法人の買入が望ましいと判断いたしまして、不成立と致しました。

今後は農業公社と農業経営基盤強化促進法第13条の規定による買入協議を進めていきます。

続きまして報告第7の2号「農地移動適正化あっせんの結果について」ご説明いたします。あっせん委員は石橋委員、上野委員です。

あっせん日 平成30年3月7日、あっせん回数 1回、内容 売買、農地の内訳、【譲渡人及び譲受人住所氏名等】、農地の所在 沼沢71番1外8筆、地目畑、面積合計 53, 135㎡、売買価格 ●●●●●円10a当りですが、道路際の合計11, 677㎡が●●●●●円で●●●●●円となります。山際のほうが合計41, 458㎡、単価が●●●●●円で●●●●●円、農地合計が●●●●●円。そこに位置図が番号7の2ですが、真ん中にある山75の1と71の2が入りまして、こちらのほうの面積合計が、21, 359㎡10a単価●●●●●円で計●●●●●●●●●●円。全ての合計額が●●●●●●●●●●円となります。こちらの方のあっせんの結果につきましては、あっせんの3月7日をもってあっせん成立となりました。

続きまして報告第7の3号「農地移動適正化あっせんの結果について」ご説明いたします。あっせん委員は石橋委員、上野委員です。

あっせん日 平成30年3月7日、あっせん回数 1回、内容 賃貸借、農地の内訳、【貸主及び借主住所氏名等】、農地の所在 共和558番1外5筆、地目畑、面積合計 44, 786㎡、売買価格 ●●●●●円10a当り●●●●●円。

尚、当初貸主は売買を希望していましたが、農業委員会が評価提示した10a当りの単価に難色を示され、売買の申出を取り下げた上、賃貸借の申出をされたもので、借主も承認されましたので、賃貸借のあっせんとなったものです。あっせん結果につきましては、あっせん日の3月7日をもちまして成立となりました。

続きまして報告第7の4号「農地移動適正化あっせんの結果について」ご説明いたします。あっせん委員は石橋委員、田原委員、近藤委員、山田委員です。

あっせん日 平成30年3月8日、あっせん回数 1回、内容 売買、農地の内訳、【譲渡人及び譲受人住所氏名等】、農地の所在 活汲758番外1筆、地目畑、面積合計 30, 599㎡、売買価格 ●●●●●円10a当り●●●●●円です。

尚、譲渡人の住宅周りの農地は今後も営農を続けるため本人の申出により1部あっせんの取下げがありました。あっせん結果につきましては、あっせん日の3月7日をもちまして成立となりました。

続きまして報告第7の5号「農地移動適正化あっせんの結果について」ご説明いたします。あっせん委員は石橋委員、巴委員、佐野委員、上野委員です。

あっせん日 平成30年3月13日、あっせん回数 1回、内容 売買、農地の内訳、【譲渡人及び譲受人住所氏名等】、農地の所在 高台134番1外1筆、地目 畑、面積合計 12,504㎡、売買価格 ●●●●●円10a当り●●●●円です。尚あっせん結果につきましては、売買価格が高額なため農地保有合理化法人の買入が望ましいと判断いたしまして、不成立となりました。

今後は農業公社と農業経営基盤強化促進法第13条の規定による買入協議を進めていきます。

続きまして報告第7の6号「農地移動適正化あっせんの結果について」ご説明いたします。あっせん委員は石橋委員、巴委員、佐野委員、上野委員です。

あっせん日 平成30年3月13日、あっせん回数 1回、内容 売買、農地の内訳、【譲渡人及び譲受人住所氏名等】、農地の所在 高台134番4、地目 畑、面積合計 284㎡、売買価格 ●●●●●円10a当り●●●●円です。尚あっせん結果につきましては、売買価格が高額なため農地保有合理化法人の買入が望ましいと判断いたしまして、不成立となりました。

今後は農業公社と農業経営基盤強化促進法第13条の規定による買入協議を進めていきます。

続きまして報告第7の7号「農地移動適正化あっせんの結果について」ご説明いたします。あっせん委員は石橋委員、巴委員、佐野委員、上野委員です。

あっせん日 平成30年3月13日、あっせん回数 1回、内容 売買、農地の内訳、【譲渡人及び譲受人住所氏名等】、農地の所在 高台136番1外1筆、地目 畑、面積合計 30,073㎡、売買価格 ●●●●●円10a当り●●●●円です。尚あっせん結果につきましては、売買価格が高額なため農地保有合理化法人の買入が望ましいと判断いたしまして、不成立となりました。

今後は農業公社と農業経営基盤強化促進法第13条の規定による買入協議を進めていきます。

続きまして報告第7の8号「農地移動適正化あっせんの結果について」ご説明いたします。あっせん委員は石橋委員、巴委員、佐野委員、上野委員です。

あっせん日 平成30年3月13日、あっせん回数 1回、内容 売買、農地の内訳、【譲渡人及び譲受人住所氏名等】、農地の所在 高台138番3外3筆、地目 畑、面積合計 73,621㎡、売買価格 ●●●●●円10a当り●●●●円です。尚あっせん結果につきましては、あっせん日の3月13日を持ちましてあっせん成立となりました。

続きまして報告第7の9号「農地移動適正化あっせんの結果について」ご説明い

たします。あっせん委員は石橋委員、巴委員、佐野委員、上野委員です。

あっせん日 平成30年3月13日、あっせん回数 1回、内容 売買、農地の内訳、【譲渡人及び譲受人住所氏名等】、農地の所在 高台138番6外1筆、地目 畑、面積合計 17,429㎡、売買価格 ●●●●●円10a当り●●●●円です。尚あっせん結果につきましては、あっせん日の3月13日を持ちましてあっせん成立となりました。

続きまして報告第7の10号「農地移動適正化あっせんの結果について」ご説明いたします。あっせん委員は石橋委員、巴委員、佐野委員、上野委員です。

あっせん日 平成30年3月13日、あっせん回数 1回、内容 売買、農地の内訳、【譲渡人及び譲受人住所氏名等】、農地の所在 高台138番2、地目 畑、面積合計 13,831㎡、売買価格 ●●●●●円10a当り●●●●円です。尚あっせん結果につきましては、あっせん日の3月13日を持ちましてあっせん成立となりました。

位置図につきましては次頁以降に添付してございますのでご確認頂きたいと思っております。

議 長：報告終わりました。報告第7号について、ご意見ご質問がありましたらお願いします。

議 長：ありませんか

迫田委員：はい。5番

議 長：5番迫田委員

迫田委員：報告7の3の賃貸借なのですが、何年契約にしたのでしょうか。

事務局：契約は5年になります。

迫田委員：分かりました。

議 長：よろしいですか。  
他に質問ありませんか。  
【ありませんの声】

議 長：質問等がないようですので、報告第7号につきましては、報告の通りご了承願います。

議 長：続きまして日程第6 報告第8号「農地法第3条の3の規定による届出の受理について」を議題といたします。  
事務局説明をお願いします。

事務局：議長。事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：報告第8号「農地法3条の3の規定による届出の受理について」ご説明いたします。今回の案件は相続による所有権の移転2件です。議案書をご覧ください。

農地法第3条の3

所有権の移転

番号2番【譲渡人及び譲受人の住所氏名等】、土地の所在 沼沢9番外7筆、地目 記載の通りでございます、面積合計 79,768㎡、利用状況 普通畑、契約種類 相続、土地引渡しの時期 平成29年9月28日、届出理由 死亡による相続。

番号3番【譲渡人及び譲受人の住所氏名等】、土地の所在 達美57番4外13筆、地目 記載の通りでございます、面積合計 176,743㎡、利用状況 普通畑、契約種類 相続、土地引渡しの時期 平成29年12月19日、届出理由 死亡による相続。

位置図につきましては次頁に添付してございますので、ご確認頂きたいと思えます。以上で説明を終わります。

議 長：報告が終わりました。  
報告第8号についてご意見ご質問ありましたらお願いします。

議 長：ありませんか  
【ありませんの声】

議 長：質問がないようですので、報告第8号については報告の通り了承願います。

議 長：続きまして、日程第7 報告第9号「農地法第5条の規定による届出について」を議題と致します。事務局説明をお願いします。

事務局：はい。事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それでは報告第9号「農地法第5条の規定による届出について」ご説明いたします。今回の届出については認定電気通信事業者の行う中継施設等の設備設置に伴う農地転用の取扱い指針の通知に基づき農地転用許可は不要となっておりますが、農作業等営農上の土地利用等の調整を図る必要がある為、報告として提出させて頂きました。

農地法第5条第1項第7号

番号1【貸主及び借主住所氏名等】、申請地 所在 活汲90番1、公募 畑、現況 畑、面積11,943㎡の内49、契約種類 賃貸借、農振区分 農業振興区域 除外申請中、転用目的 支持物 PC鉄柱 建替工事のため、申請理由 近年の農機具大型化に伴う農耕支障の解消および安全確保のため、工期 平成30年8月から平成31年3月  
位置図につきましては次頁以降に添付してございます。裏面には平面図もござい  
ますのでご確認頂きたいと思っております。

議長：報告が終わりました。報告第9号についてご意見、ご質問ありましたらお願いします。

議長：ありませんか

【「ありません」の声】

議長：質問等がないようですので、報告第9号については報告の通りご了承願います。

議長：続きまして日程第8 報告第10号「農地所有適格法人の用件確認結果の報告について」を議題と致します。  
事務局説明をお願いします。

事務局：はい。事務局主査

議長：事務局主査

事務局：それでは報告第10号「農地所有適格法人の用件確認結果の報告について」ご報告いたします。農地所有適格法人用件一覧をご覧ください。今回報告されました法人【法人名読み上げ】計8件です。報告されました農地所有適格法人につきましては全ての項目において記載の通り要件を満たしていることを確認いたしました。以上で説明を終わります。

議長：報告が終わりました。  
報告第10号についてご意見ご質問ありましたらお願いします。



議 長：ありませんか  
【ありませんの声】

議 長：質問がないようですので、報告第10号におかれましては報告の通り了承願います。

議 長：続きまして日程第9 議案第8号「津別町農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について」を議題と致します。  
事務局説明をお願いします。

事務局：はい。事務局主査

議 長：事務局主査

事務局：それで議案第8号「津別町農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更について」ご説明いたします。案件については農振の除外1件の申請がありました。議案書をご覧ください。

農用地利用計画の変更

番号4、所在地 活汲90番1、公募地目 畑、現況地目 畑、面積 11,943㎡の内49㎡、用途区分 農用地区域、変更内容 除外、変更理由 送電用電線路における支持物 支柱 の敷地とするため、【申請者住所氏名等】

位置図につきましては、次頁に添付してございます。裏面には平面図もございますのでご確認頂きたいと思えます。

議 長：説明が終わりました。議案第8号について質疑を求めます。

議 長：ありませんか  
【ありませんの声】

議 長：質疑を終結します。これより議案第8号について採決します。  
本件は原案の通り決することに異議ありませんか。  
【異議なしの声】

議 長：異議ないものと認め、議案第8号は原案のとおり可決することに決定致します。

議 長：続きまして日程第10 議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局：議長。事務局主査

議長：事務局主査

事務局：議案第9号の「農地法第3条の規定による許可申請について」ご説明いたします。  
案件については使用貸借1件の申請がありました。議案書をご覧ください。

農地法第3条

使用貸借による権利設定

番号4【貸主及び借主住所氏名等】土地の所在 活汲734番1外6筆、地目記載の通りです、面積合計 90,017㎡、利用状況 普通畑、契約種類 使用貸借、始期 許可後、終期 平成40年3月31日、設定後事業面積 90,017㎡、申請理由 貸主 後継者に再貸付するため 借主 離農にあたり借受農地を返還したが、都合により営農を続けるため。

尚この申請は第2回の総会において合意解約が承認された農地になります。申請理由にあるとおり、借主が営農を続けるにあたり、再び使用貸借を結ぶものです。次頁に移ります。

農地法第3条調査書受付番号4番をご覧ください。農地法第3条第2項第1号から第2項第7号には該当しない為、許可要件の全てを満たしていると考えます。次に農地所有適格法人以外の法人等の貸借の場合ですが、個人の使用貸借でありますので該当ありません。

位置図につきましては、次頁に添付してございますのでご確認いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議長：説明が終わりました。議案第9号について質疑を求めます。

議長：ありませんか

【ありませんの声】

議長：質疑を終結します。これより議案第9号について採決します。

本件は原案の通り決することに異議ありませんか。

【異議なしの声】

議長：異議ないものと認め、議案第9号は原案のとおり可決することに決定致します。

議長：日程第11 議案第10号「農用地利用集積計画の承認について」を議題といたします。事務局説明をお願いします。

事務局：はい 事務局主査

議長：事務局主査

事務局：それでは、議案第10号「農用地利用集積計画の承認について」ご説明いたします。案件は、所有権移転、売買1件と利用権の設定賃貸借1件の申請がありました。

#### 所有権移転

番号7番【所有権の移転をする者及び受ける者の住所氏名説明】所有権を移転する土地 所在 沼沢71番1外8筆、地目 畑、合計面積 53,135㎡、移転の内容 種類 所有権、内容 普通畑、所有権の移転時期 平成30年3月29日、対価 ●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 売買。

10a当りの単価の説明を致します。番号7番の図面をご覧ください。山側の71-1番、72番、74番、203-4番が面積合計41,458㎡10a当り●●●●●円、合計 ●●●●●円です。続きまして道路側の75-2番、75-3番、75-4番、75-5番、76番は面積 11,677㎡10a当り●●●●●円、合計 ●●●●●円。総合計が●●●●●円となります。尚先ほどのあっせん報告では山林も含めた売買価格で報告していますが、利用集積では山林を抜いた売買価格となっております。

続きまして、議案書の賃貸借をご覧ください。

#### 賃貸借

番号8番【利用権を設定する者及び受ける者の住所氏名説明】利用権を設定する土地 所在 共和558番1外5筆、地目 畑、合計面積 44,786㎡、設定する利用権 種類 賃借権、内容 普通畑、始期 平成30年3月29日、終期 平成35年3月28日、借賃 ●●●●●円10a当り●●●●●円、成立する当事者間の法律関係等 賃貸借。

位置図につきましては、次頁以降に添付してございますのでご確認いただきたいと思います。以上で説明を終わります。

議長：説明が終わりました。  
議案第10号について、質疑を求めます。

議長：ありませんか  
【ありませんの声あり】

議長：質疑を終結します。  
これより議案第10号について採決します。  
本件は原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

【異議なしの声あり】

議 長：異議ないものと認め、議案第10号は原案のとおり可決することに決定いたします。

(14時12分)

以上総会の顛末を記録し、議事録の内容に相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

平成 年 月 日

署名委員

平成 年 月 日

署名委員